

広島県選挙管理委員会告示第七十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条の規定に基づき提出された政治団体の収支報告書を改める旨の報告があったので、次のとおり公表する。

平成十九年十月十五日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

平成十九年広島県選挙管理委員会告示第七十二号別冊（政治団体の収支報告書の要旨）中、平成十九年二月十六日提出の「砂田麻佐文後援会」及び平成十九年一月五日提出の「黒瀬隆志後援会」の平成十八年分収支報告書要旨について、次表のとおり改める。

政治団体の名称	訂正前	訂正後	訂正願受理年月日
砂田麻佐文後援会	収入・支出の総額	収入・支出の総額	平成一九年 九月二二日
	収入総額	収入総額 (前年からの繰越額)	
	0円	0円	
	支出総額	(本年の収入額)	
	0円	12,600円	
		支出総額	
		12,600円	
		翌年への繰越額	
		0円	
		収入の内訳	
	寄附		
	12,600円		
	寄附（政党匿名寄附を除く）		
	12,600円		
	政治団体からの寄附		
	12,600円		
	寄附の内訳		
	12,600円		
	政治団体からの寄附		
	12,600円		
	その他の寄附		
	12,600円		
	支出の内訳		
	12,600円		
	経常経費		
	12,600円		
	備品・消耗品費		
	4,950円		
	事務所費		
	7,650円		

政治団体の名称	訂正前	訂正後	訂正願受理年月日
黒瀬隆志後援会	収入・支出の総額 収入総額 0円 支出総額 0円	収入・支出の総額 収入総額 6,300円 (前年からの繰越額) 0円 (本年の収入額) 6,300円 支出総額 6,300円 翌年への繰越額 0円 収入の内訳 寄附 6,300円 寄附 (政党匿名寄附を除く) 6,300円 政治団体からの寄附 6,300円 寄附の内訳 6,300円 政治団体からの寄附 6,300円 その他の寄附 6,300円 支出の内訳 6,300円 経常経費 6,300円 事務所費 6,300円	平成一九年 九月二六日